

MCSハートフルA株式会社さいたまセンター運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、MCSハートフルA株式会社が設置するMCSハートフルA株式会社さいたまセンター（以下、「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号。以下「法」という。）

第28条第2項第3号に規定する就労継続支援の適切な運営を確保するために必要な人員及び管理・運営に関する事項を定め、障害福祉サービス（法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。以下同じ。）の円滑な運営管理を図り、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、通常の事業所に雇用されることは困難な障害者であって、適切な支援により雇用契約に基づき就労する者に対し、必要な知識及び能力の向上を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえて個別支援計画を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。

- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った障害福祉サービスの提供に努めなければならない。
- 3 事業所は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。
- 4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるよう努めなければならない。
- 5 前4項のほか、「さいたま市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」（平成24年さいたま市条例第58号）に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 MCSハートフルA株式会社さいたまセンター
- (2) 所在地 埼玉県さいたま市北区吉野町2丁目189-14

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤）
管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- (2) サービス管理責任者 1名（常勤）
サービス管理責任者は、事業所ごとに障害福祉サービスの提供にかかるサービス管理を行うものとする。

(3) 職業指導員 6名(常勤6名)
職業指導員は、作業指導等の業務及び職場規律の指導に関することに従事する。

(4) 生活支援員 4名(常勤4名)
生活支援員は、利用者の生活指導及び生活訓練に関する業務に従事する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、事業所の指定する夏期休業2日、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時00分から午後6時00分までとする
- (3) サービス提供時間 午前9時00分から午後5時00分までとする
- ・ 事業者は、生産活動の状況ならびに就労前訓練、余暇活動の一環として、利用者の同意を得た後、サービス提供時間を1日1時間を超えない範囲で延長させることがある。同様に、月6日を超えない範囲で休日にサービスを提供することがある。その場合、平日に振替休日を与えることとする。
 - ・ 事業所は、気象状況・交通機関の状況等のために営業時間を短縮する場合や営業日を休日とする場合がある。
 - ・ 事業所外の請負作業や職場実習については、原則その職場が指定する勤務日数・時間をもってサービス提供日及びサービス提供時間とする。

(利用定員)

第6条 事業所の定員は次のとおりとする。

定員 40人(うち雇用による利用者の利用定員 40人)

(障害福祉サービスを提供する主たる障害者)

第7条 事業所において障害福祉サービスを提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者(身体障害者福祉法(昭和24年12月26日法律283号)第4条に規定する身体障害者をいう。ただし、視覚障害者を除く。)
- (2) 知的障害者(知的障害者福祉法(昭和35年3月31日法律第37号)にいう知的障害者のうち18歳以上である者をいう。)
- (3) 精神障害者(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年5月1日法律第123号)第5条に規定する精神障害者のうち18歳以上である者をいう。)

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、埼玉県とする。

(障害福祉サービスの内容)

第9条 障害福祉サービスの内容は以下のとおりとする。

- (1) 就労継続支援A型計画の作成
- (2) 雇用契約に基づく就労の機会の提供
1. 事業所における就労の機会及び生産活動の機会の提供に関する支援
 2. 事業所外における関連企業等からの請負作業に関する支援(施設外就労)
 3. 前2項に基づき、知識・能力が高まった利用者に対する就労への移行に向けた支援

(施設外支援)

4. 生産活動の内容・時間・賃金について

- ・介護施設の共有部（床・トイレ・階段等）の清掃
時間：7時間、賃金：最低賃金（898円）以上
- ・介護施設におけるその他補助業務（洗濯物のたたみ、配膳下膳、）
時間：7時間、賃金：最低賃金（898円）以上
- ・アパート・マンションの共有部分の清掃
時間：7時間、賃金：最低賃金（898円）以上
- ・家庭用エアコンおよび業務用エアコンの洗浄清掃
時間：7時間、賃金：最低賃金（898円）以上
- ・廊下・リビング等のワックス清掃
時間：7時間、賃金：最低賃金（898円）以上
- ・除草、廃棄文書回収、シュレッダーなどの軽作業
時間：7時間、賃金：最低賃金（898円）以上
- ・事務補助作業（伝票整理・ファイリング、文書電子化）
時間：7時間、賃金：最低賃金（898円）以上
- ・自動車の出張洗車
時間：7時間、賃金：最低賃金（898円）以上

※賃金については、毎年10月に決まる埼玉県の最低賃金以上の額とする。

5. その他利用者の支援に関すること

(3) 前2項を通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上のための支援

(4) その他利用者の支援に関すること。

(利用者から受領する費用の額等)

第10条 障害福祉サービスを提供した際に受領する費用の額は、厚生労働大臣が定める基準による。

そのうち、各市町村が定めた利用者負担額として利用者から受領した額以外については、各市町村から代理受領するものとする。

2 サービス提供において通常必要となるものに係る経費であって利用者に負担させることが適当と認められるものの実費については、利用者から費用の支払いを受けることができるものとする。

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者に対して事前に文書で説明を行い、支払の同意を得なければならない。

4 第1項から第2項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

(障害福祉サービスの利用に当たっての留意事項)

第11条 障害福祉サービスの提供を受けるに当たっては、利用者は生活のルールを守り、適正な設備使用に努めるものとする。

(緊急時における対応方法)

第12条 従業者は、障害福祉サービスの提供を行っているときに、利用者の病状に急変

その他の緊急事態が生じたときは、速やかにあらかじめ定めた協力医療機関へ連絡する等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

- 2 主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(苦情解決)

第13条 事業所は、その提供した障害福祉サービスに関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対処するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

- 3 事業所は、その提供した障害福祉サービスに関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 4 事業所は、その提供した障害福祉サービスに関し、法第11条第2項の規定により都道府県が行う報告若しくは障害福祉サービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県が行う調査に協力するとともに、都道府県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 5 事業所は、その提供した障害福祉サービスに関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 6 事業所は、都道府県、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、第3項から前項までの改善の内容を都道府県、都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しなければならない。

- 7 事業所は、社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。

(非常災害対策)

第14条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 事業所は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 成年後見制度の利用支援

(3) 苦情解決体制の整備

(4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(その他運営についての留意点)

第16条 事業所は、適切な障害福祉サービスが提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、資質向上をはかるために研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年2回以上

2 事業所は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 事業所は、従業者及び管理者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

4 事業所は、障害者に対する就労継続支援A型サービスの提供に関する諸記録を整備し、就労継続支援A型サービスを提供した日から5年間保存するものとする。

5 事業所は、他の事業所等に対して、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者の同意を得ておかななければならない。

6 事業所はサービス内容の情報について、年1回公表するものとする。

(委任)

第17条 この規程に定めるほか、運営に関する重要事項は、MCSハートフルA株式会社の取締役会にて定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年5月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年3月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年9月5日から施行する。

附則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。